

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理

お祭り・野外フェス等	
全国的・広域的	地域の行事
	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
×	
	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 ＊不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 ＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 ＊一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ ＊ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ ＊ステップ②から約3週間後		＊観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～		
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。	○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。